

軽油引取税免税の緊急相談窓口



県税事務所	申請をされる個人又は法人の住所、事業所所在地
自動車税事務所 軽油引取税・広域事案調査・諸税担当 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 TEL：048-641-5441 (直通)	さいたま市（岩槻区を除く。）、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
川越県税事務所 軽油引取税担当 〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟3階 TEL：049-242-3464 (直通)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町
熊谷県税事務所 軽油引取税担当 〒360-8501 熊谷市末広3-9-1 TEL：048-523-2804 (直通)	熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
春日部県税事務所 軽油引取税担当 〒344-8555 春日部市大沼1-76 TEL：048-737-2228 (直通)	さいたま市岩槻区、行田市、加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

※ 初めて申請をされる方は事前にお問合せください。

※ 免税軽油使用者証に記載された機械で農業に使用する軽油のみが免税の対象になります。

免税された軽油を農業以外に使用したり、免税証を他人に譲ったりはできませんのでご注意ください。





農業に使用する軽油の免税手続のご案内

<制度の概要>

農業用の機械に使用する軽油は、免税証の交付などの手続をすることにより、軽油引取税（1ℓ当たり32.1円）が免税になります。

<対象となる農業用の軽油>

農業者が以下の機械に使用する軽油が対象です。

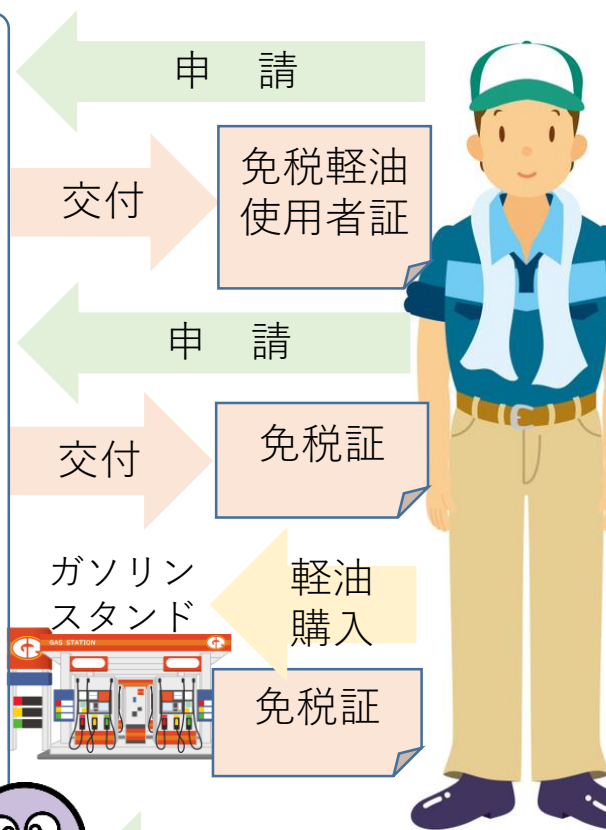
- ① 耕うん整地用機械
- ② 栽培管理用機械
- ③ 収穫調整用機械
- ④ 植物繊維用機械
- ⑤ 畜産用機械

※ 精米機やビニールハウスに使用する軽油は対象外です。
 ※ この制度は令和6年3月31日までです。



<免税軽油手続の流れ>

県
税
務
所



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

埼玉県マスコット
「コバトン」

【その1】

- ・免税軽油使用者証交付申請書等を提出
- ・「免税軽油使用者証」を受け取ります。

【その2】

- ・免税証交付申請書等を提出
- ・「免税証」を受け取ります。

【その3】

- ・「免税証」と引換にガソリンスタンドから軽油を購入します。

【その4】

- ・毎月購入した数量等を報告します。

※ 【その1】 【その2】の申請は同時に行うことができます。